

第76回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

令和6年12月23日（月曜日）
午前10時

開催場所

兵庫県たつの市神岡町東鯉崎463
当社 神岡工場 大会議室
※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

証券コード 6233
(発送日) 令和6年12月3日
(電子提供措置の開始日) 令和6年11月29日

株 主 各 位

兵庫県たつの市龍野町日飼190番地
K L A S S 株 式 会 社
代表取締役社長 頃 安 雅 樹

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.klass-corp.co.jp/ir/about/meeting>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6233/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「コード」に当社証券コード「6233」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和6年12月20日（金曜日）午後5時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 令和6年12月23日（月曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県たつの市神岡町東觜崎463
当社 神岡工場 大会議室
※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項
1. 第76期（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第76期（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
議決権行使書において、議案に対する賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いします。

以 上

ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
--

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有するすべての株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

また、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

事業報告

（令和5年10月1日から
令和6年9月30日まで）

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、大企業の設備投資の堅調な推移、インバウンド需要の一層の拡大等により、景気は回復基調を続けましたが、当社の主たるマーケットである住宅関連市場は、引き続き低調に推移いたしました。また、中東情勢等の地政学リスクの高まりによる資源価格の高騰や、為替変動の影響による物価上昇への懸念等、不安定な状況が続いております。

そうした経営環境の中、当社におきましては、大企業の設備投資需要に対応したインダストリーセグメントとニュー・インダストリーセグメントが、引き続き好調に推移して全社を牽引いたしました。住宅関連市場を主たるマーケットとするプロフェッショナルセグメントは低調な推移となりました。その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高9,781百万円（前期比1.1%減）となり、営業利益115百万円（同63.3%減）、経常利益112百万円（同60.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益76百万円（同25.4%減）となりました。

〔セグメント別売上の状況〕

イ. プロフェッショナルセグメント

プロフェッショナルセグメントは、インテリア内装施工機器・工具・副資材を主力商材とするインテリア事業部門と、畳製造装置を主力商材とする畳事業部門等で構成しております。当連結会計年度のプロフェッショナルセグメントの売上高は6,692百万円（前期比6.3%減）、営業損失184百万円（前期は営業利益132百万円）となりました。

a. インテリア事業部門

増加してきたリアル展示会や新型自動壁紙糊付機をはじめとした新商品の発売などの施策を展開しましたが、低調な住宅建設関連市場の影響もあって、売上高は伸び悩みました。一方で、期初の商号変更費用や新型糊付機の金型償却費等一過性の費用発生、原材料や商品仕入価格の上昇による利益率の低下が、損益面の重石となりました。その結果、売上高は5,974百万円となりました。

b. 畳事業部門

過去数年間、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（中小企業庁）及び「事業再構築補助金」（中小企業庁）が畳製造装置販売の後押しとなっておりましたが、当期は補助金の採択件数の大幅な減少が予想されたことから、従来からの畳店の構造改革提案による機械販売と工具・資材等のネット販売に注力してまいりました。しかしながら補助金採択件数の減少と相まった畳店の設備投資意欲の減退の影響は大きく、売上高・損益ともに低調な推移となりました。その結果、売上高は712百万円となりました。

c. その他

インテリア・畳両事業部門の取引先に対するコンピュータシステム及び関連資材等の販売につきましては、売上高は5百万円となりました。

ロ. コンシューマセグメント

コンシューマセグメントは、棺用畳をはじめとする各種特殊機能畳等の商品販売及び畳替え仲介のサービス事業を主力とするコンシューマ事業部門と、産業用、一般住宅用等のソーラー発電システムの販売施工を主力とするソーラー・エネルギー事業部門及び売電事業で構成しております。当連結会計年度のコンシューマセグメントの売上高は705百万円（前期比3.8%減）、営業損失12百万円（前期は営業損失12百万円）となりました。

a. コンシューマ事業部門

棺用畳の需要回復、フィットネスクラブ向け防音・防振床材の好調な引き合い等は売上高の増加要因となりましたが、ジャンルごとの好不調のばらつきが大きい状態が続きました。その結果、売上高は580百万円となりました。なお、円安の影響を低減するため、当期途中から棺用畳の海外生産委託分を国内生産に切り替えましたが、引き続き当期損益にマイナス影響が出ております。

b. ソーラー・エネルギー事業部門

中規模以上の案件開拓が引き続き低調でありました。その結果、売上高は73百万円となりました。

c. 売電事業

兵庫県佐用町に設置しているメガソーラー発電所「三日月サンシャインパーク」をはじめとする売電事業は順調に稼働いたしましたが、関西電力の出力制御要請に応じざるを得ない日もあり、発電量全部の売電ができておりません。その結果、売上高は51百万円となりました。

ハ. インダストリーセグメント

インダストリーセグメントは、畳製造装置やインテリア内装施工機器の開発製造で培った当社のコア技術（「縫製」「裁断」「検尺」「塗布」「剥離」「折畳」「測定」等）を活用したオーダーメイド産業用機器を開発する産業機器事業部門と、主力商品である味噌汁、うどん・そば等に対応するオリジナルのマルチディスペンサー等の厨房用省力化機器を販売する食品機器事業部門で構成しております。当期は両事業部門ともに好調に推移し、当連結会計年度のインダストリーセグメントの売上高は1,719百万円（前期比17.6%増）、営業利益284百万円（同62.2%増）となりました。

a. 産業機器事業部門

大企業の設備投資拡大を受けて、当社のコア技術を活用した二次電池製造装置のリピート受注をはじめとする、脱炭素関連装置等の大企業の設備投資需要に対応した生産設備案件の活発な引き合いが続きました。その結果、売上高は1,416百万円となりました。

b. 食品機器事業部門

大手飲食チェーンからは、マルチディスペンサーにとどまることなく、厨房の省人化につながる各種省力化機器の引き合いが活発になっております。その結果、売上高は302百万円となりました。

ニ. ニュー・インダストリーセグメント

令和2年10月1日に子会社化した株式会社ROSECCを当セグメントに位置付け、得意とする自動車関連業界に加えて、住宅設備関連業界の開拓を進めております。当期は前期後半から回復してまいりました自動車関連業界からの大型機器、消耗品の受注が順調に推移いたしました。当連結会計年度のニュー・インダストリーセグメントの売上高は663百万円（前期比20.8%増）、営業利益は27百万円（同54.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社の設備投資の総額は、87百万円であります。

その主なものは、プロフェッショナルセグメントにおいて、クラウド型業務管理ソフト「Goolip」の改修に12百万円、ニュー・インダストリーセグメントにおいて、新製品開発に24百万円の投資を実施いたしました。

その他に、生産部門の建物改修工事に24百万円の設備投資を実施いたしました。本投資につきましては、プロフェッショナルセグメント、コンシューマセグメント、インダストリーセグメントで共有する資産であります。

当連結会計年度において重要な設備の除却、売却はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、借入金の借換えを目的として、金融機関2社より長期借入金320百万円を調達いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 73 期 (令和3年9月期)	第 74 期 (令和4年9月期)	第 75 期 (令和5年9月期)	第 76 期 (当連結会計年度) (令和6年9月期)
売上高(百万円)	9,169	9,660	9,888	9,781
経常利益(百万円)	273	194	283	112
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	189	143	102	76
1株当たり当期純利益 (円)	35.16	26.60	18.98	14.15
総資産(百万円)	8,625	10,430	10,575	10,124
純資産(百万円)	2,780	2,841	2,915	2,933
1株当たり純資産額 (円)	515.86	527.05	540.76	544.13

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第74期から適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 73 期 (令和 3 年 9 月期)	第 74 期 (令和 4 年 9 月期)	第 75 期 (令和 5 年 9 月期)	第 76 期 (当事業年度) (令和 6 年 9 月期)
売 上 高(百万円)	8,652	9,164	9,338	9,118
経 常 利 益(百万円)	258	218	266	83
当 期 純 利 益(百万円)	180	167	188	47
1 株当たり当期純利益 (円)	33.44	31.14	34.94	8.85
総 資 産(百万円)	8,374	10,186	10,349	9,790
純 資 産(百万円)	2,794	2,902	3,036	3,030
1 株当たり純資産額 (円)	516.42	538.32	563.31	562.19

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和 2 年 3 月 31 日) 等を第74期から適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社 R O S E C C	6,787万円	100.0%	1.工作機械、精密機器の開発、設計、製造 2.ファクトリー・オートメーションの企画、設計、施工 並びにそれに附帯する機器の販売及び修理 3.産業用ロボット及びロボット装置の製造、販売 他

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、以下の項目を特に認識すべき課題として捉えております。

① 原材料価格の高騰、納期長期化や調達難のリスク

原油価格等のエネルギー価格の上昇や、円安傾向の継続により、原材料や商品の仕入れ価格の高騰が続いていることに加え、電気・電子関連部品を中心とする仕入れ納期の遅延は未だ完全には解消されておられません。当社においては、令和4年10月発刊の新総合カタログでインテリア商品の価格を全面的に見直したほか、各種製商品の価格も見直して、適正な収益率の維持をはかっておりますが、原材料や商品の仕入れ価格が一段と上昇した場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、仕入れ納期の長期化については在庫積み増し等の対策を講じておりますが、さらに調達が難しくなった場合等は、生産・販売計画に影響を及ぼす可能性があります。

② 国内需要が減退するリスク

プロフェッショナルセグメントの畳事業部門及びインテリア事業部門が販売する製商品のエンドユーザーは、新設住宅着工戸数の増減やリフォーム工事の動向等により受注状況が左右される傾向にあります。新設住宅着工戸数は長期的には減少していくと予測されておりますが、長期的な変動に対しては製商品の拡充やシェア拡大、販売マーケットの拡大で対応する計画であります。しかしながら、新設住宅着工戸数が短期間で大幅に減少した場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 畳需要の減少による畳店の減少リスク

当社は畳製造装置市場でトップシェアを維持していると判断しておりますが、新設住宅着工戸数の減少に加え住宅の洋風化で畳の需要は減少し、畳店の減少も続けております。そうした環境の中で、当社は畳製造装置単体を販売するだけではなく、全国で約750店の畳店に当社の畳製造装置を活用した経営の近代化コンサルティングを実施することで、畳店の事業承継・発展に尽くしてまいりました。このことは伝統産業の継承としてまさにSDGsに適うものであり、今後も同様の施策で引き続きシェア拡大をはかる方針であります。畳需要の減少が当社コンサルティング先にまで影響を及ぼした場合、畳製造装置の売上が減少し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 建物内装の工法変更のリスク

当社は壁紙糊付機のマーケットで圧倒的なシェアを占めておりますが、将来建物内装で壁紙貼り付け工法に変わる工法が出現した場合、壁紙糊付機のマーケットが縮小し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 競合のリスク

当社は、70年以上にわたり各種製品を開発・製造した実績により、インテリア内装施工機器や畳製造装置の市場及び、そうした機器開発で得たコア技術を活かした顧客仕様による産業用機械市場で確固たる地位を築き、高品質かつ顧客ニーズに適合した製品を供給することで競合するメーカーとの差別化をはかっておりますが、今後競合製品の品質向上等により当社製品の優位性が維持できない場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 仕入先への依存リスク

当社は多品種の商品を販売しておりますが、一部の商品について特定の仕入先に依存しているものがあります。そのような特定の仕入先とは取引開始以来、良好な関係を継続しており、今後も仕入取引を継続していく方針であり、また継続的かつ安定的に仕入れができるよう情報交換等含め連携を強化しております。しかしながら、今後、自然災害、品質問題及び仕入先の経営悪化等何らかの要因により商品を継続的かつ安定的に仕入れることが困難な状況となった場合、他の仕入先の商品へ切り替えることにより、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 知的財産権にかかるリスク

当社は、「真似はされても、真似するな」の考え方の下、他社との差別化技術の研究開発を推進しており、自社が保有する技術等については特許権の取得により保護をはかっております。しかしながら、当社が保有する知的財産権が第三者に不正に侵害された場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また同時に、当社は他社の知的財産権を侵害することのないようリスク管理に取り組んでおりますが、当社が販売している製品や今後販売する製品が、第三者の知的財産権に抵触する可能性を完全には否定することはできません。また、当社が認識していない特許権等が成立することにより、第三者から損害賠償等の訴訟が起こされる可能性もあります。そうしたことは、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 金利変動のリスク

当社は、運転資金及び設備資金について主に金融機関からの借入れにより資金調達をおこなっております。今後の金利動向が上昇局面となった場合、支払利息等の金利負担が増加することで金融収支が悪化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが借入契約の財務制限条項に抵触し、金利引き上げを請求されたり期限の利益を喪失した場合、当社グループの借入コストや資金調達能力に影響を与える可能性があります。

⑨ 物流コストの高騰・物流2024年問題に係るリスク

当社は、販売先への納品について物流業者へ委託しており、全国3カ所に物流拠点を置いて物流コストの削減に取り組んでおります。しかしながら、運送費が高騰し、コスト削減努力でも補えない場合や、それらを販売価格に転嫁できない場合などは、当社グループの経営成績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。また、物流2024年問題として、運送業者の業務逼迫が広範囲かつ多様な影響を引き起こしつつあります。当社においても、何らかの支障が生じれば、速やかに対応してまいります。十分な対応ができない場合は当社グループの配送サービスの低下や、物流コストの高騰につながるおそれがあります。

⑩ 製品の品質に係るリスク

当社の製品は、品質管理部門で厳格に管理しておりますが、予期し得ない重大な品質問題が発生する可能性を排除することはできないため、製造物責任賠償保険に加入するなど当該問題発生に際しての備えを強化しております。しかしながら、製造物責任賠償につながるような製品の欠陥の発生は、当社グループに対する評価を著しく毀損させ、売上高の減少等により当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 研究開発におけるリスク

当社は、顧客ニーズを捉えた製品開発をおこなうことで、幅広い産業分野における販売拡大に努めておりますが、必ずしも想定した成果を得られる保証はなく、タイムリーに新製品を供給できない場合や顧客が要求する水準を満たすことができない場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ システム関連のリスク

当社は、業務を円滑におこなうため、ハードウェア・ソフトウェアの円滑な運用や、コンピュータウイルス等による障害発生防止に万全を期しておりますが、システム・サーバーダウン、コンピュータハッカーの侵入、ウイルス等による破壊的な影響を受ける場合があります。システムに重大なトラブルが発生した場合には、受注・生産活動に支障が起こり当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 特定の人物への依存に係るリスク

当社の代表取締役社長である頃安雅樹は、経営方針や経営戦略等の立案・決定における中枢として当社の事業活動において重要な役割を果たしており、同氏に対する当社の依存度は高くなっております。

当社では、今後の業容及び人員拡大も視野に入れ、経営企画部門の強化、充実をはかっているほか、取締役会や経営会議等における案件の審議、経営情報の報告等を通して、役員及び部門長クラスの人員育成をはかり、代表取締役に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由で同氏の業務遂行が困難になった場合には、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 主要な事業内容（令和6年9月30日現在）

当社グループは、プロフェッショナル、コンシューマ、インダストリー、ニュー・インダストリーの四つのセグメントで事業を推進しております。

プロフェッショナルセグメントは、インテリア事業部門、畳事業部門等から構成され、自動壁紙糊付機等のインテリア内装施工機器、フィルムラミネート加工機等のインテリア機器、コンピュータ式畳製造システム等の畳製造装置、並びに関連する工具・副資材、コンピュータソフト等の販売をおこなっております。

コンシューマセグメントは、コンシューマ事業部門、ソーラー・エネルギー事業部門並びに売電事業から構成され、特殊機能畳（葬祭用畳・柔道畳・お風呂用畳・掘ごたつユニット他）等のオリジナル商品の販売、一般消費者向けの畳替え・襖替え工事の仲介事業、並びに産業用・家庭用ソーラー発電システムの販売・施工、その他三日月サンシャインパークをはじめとする売電事業をおこなっております。

インダストリーセグメントは産業機器事業部門、食品機器事業部門から構成され、顧客仕様による生産設備等の各種産業機器の設計・開発・製造や各種ディスペンサー等の食品機器の販売をおこなっております。

ニュー・インダストリーセグメントは、令和2年10月1日に子会社化した株式会社ROSECCであります。同社は、自動車業界を中心に、ウォータージェット技術、ロボット技術を活かした各種の自動化システムを企画・開発・販売するファブレス企業であります。

(6) 主要な事業所及び工場（令和6年9月30日現在）

① 本社

名 称	所 在 地
本 社	兵庫県たつの市龍野町日飼190番地

② 支社

名 称	所 在 地
東 京 支 社	東京都江東区

③ 事業所

名 称	所 在 地
関 東 事 業 所	埼玉県加須市

④ 営業所

名 称	所 在 地
札 幌 営 業 所	札幌市東区
東 北 営 業 所	宮城県大崎市
北 関 東 営 業 所	埼玉県加須市
東 京 営 業 所	東京都江東区
横 浜 営 業 所	横浜市西区
名 古 屋 営 業 所	名古屋市名東区（注）
大 阪 営 業 所	大阪府東大阪市
西 日 本 営 業 所	兵庫県たつの市
九 州 営 業 所	福岡市博多区

（注）名古屋営業所は令和6年2月に名古屋市名東区内で移転いたしました。

⑤ 工場等

名 称	所 在 地	主 な 生 産 品 目 等
神 岡 工 場	兵庫県たつの市	自動壁紙糊付機、畳製造装置、産業用機器等の製造、畳製造装置・カーテン縫製システムの展示・実演
島 田 工 場	兵庫県たつの市	特殊機能畳の製造
揖 西 工 場	兵庫県たつの市	産業用機器の製造、配送センター
三 日 月 倉 庫	兵庫県佐用郡佐用町	製品倉庫
関 東 配 送 セ ン タ ー	埼玉県加須市	配送センター
三日月サンシャインパーク	兵庫県佐用郡佐用町	メガソーラー発電所

⑥ 重要な子会社

名 称	所 在 地
株 式 会 社 R O S E C C	名古屋市名東区

(7) 従業員の状況（令和6年9月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
プロフェッショナルセグメント	145 (8) 名	－ (△1) 名
コンシューマセグメント	19 (2) 名	－ (－) 名
インダストリーセグメント	21 (1) 名	2 (－) 名
ニュー・インダストリーセグメント	10 (－) 名	1 (△1) 名
全社（共通）	105 (16) 名	△1 (－) 名
合計	300 (27) 名	2 (△2) 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 生産本部の人員については、プロフェッショナル、コンシューマ、インダストリーの各セグメントの売上高の比率で配分しております。
3. 「全社（共通）」として記載しております従業員数は、管理部門及び研究開発部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
290 (27) 名	1名増（1名減）名	43.3歳	18.2年

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（令和6年9月30日現在）

借入先	借入額
シンジケートローン（注1）	3,721百万円
株式会社りそな銀行	175
播州信用金庫	106
その他（注2）	107

- (注) 1. シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とする、その他8行からの協調融資によるものであります。なお、シンジケートローンの一部においてコミットメントライン契約を締結しており、その極度額は2,500百万円、借入金残高は1,800百万円であります。
2. 連結子会社である株式会社ROSECCにおける借入金が含まれております。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は令和5年10月1日に商号を極東産機株式会社からKLASS株式会社へ変更いたしました。

2. 株式の状況（令和6年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,940,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,391,000株
- (3) 株主数 2,096名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
頃安憲司	1,403,000株	26.03%
頃安英毅	500,000株	9.27%
大阪中小企業投資育成株式会社	360,000株	6.68%
頃安雅樹	272,200株	5.05%
K L A S S 従業員持株会	253,800株	4.71%
安積美奈子	210,000株	3.90%
株式会社三井住友銀行	210,000株	3.90%
株式会社三菱UFJ銀行	160,000株	2.97%
山岡亮一	42,200株	0.78%
オリックス株式会社	40,000株	0.74%

（注）持株比率は、自己株式（77株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（令和6年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	頃 安 雅 樹	
常 務 取 締 役	前 川 良 一	コンシューマ事業部長兼豊事業部管掌
常 務 取 締 役	曾 谷 雅 俊	管理本部長兼社長室長
取 締 役	矢 野 太	産業機器事業部長兼研究開発本部長・株式会社ROSECC取締役
取 締 役	佐 用 善 彦	インテリア事業部長兼営業管理本部長
取 締 役	頃 安 憲 司	総合企画室長兼人事部担当兼総務部IR担当
取締役（監査等委員）	中 木 照 雄	株式会社ROSECC監査役
取締役（監査等委員・常勤）	前 川 幹 人	
取締役（監査等委員）	菅 原 正 雄	

- （注）1. 取締役（監査等委員）中木照雄氏及び菅原正雄氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）中木照雄氏は、上場企業の経営企画室担当役員、上場企業子会社の取締役社長として経営の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）菅原正雄氏は、取締役社長としてホテル業に従事した経験があり、労務管理、人材育成に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実をはかり、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために前川幹人氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、中木照雄氏及び菅原正雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 令和6年10月1日現在の執行役員の役職・担当業務は次のとおりであります。

氏 名	役 職 ・ 担 当 業 務
村 田 浩 一	執行役員インテリア事業部統括部長
熊 橋 武 彦	執行役員畳事業部長兼ソリューション&ネットワーク事業部副事業部長

(注) ネットワーク関連事業を総合的に推進するために、令和6年10月1日にソリューション&ネットワーク事業部を発足させました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社グループは、当社及び当社子会社の会社法上の役員並びに準ずるものを被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づきおこなった行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなります。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為をおこなった役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社及び当社子会社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （一名）	110百万円 （一百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 （2）	15 （7）
合 計 （うち社外役員）	9 （2）	125 （7）

- （注） 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成29年12月20日開催の第69回定時株主総会において、年額180百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名であります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成29年12月20日開催の第69回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。
4. 報酬等の総額には当事業年度中に費用処理した役員賞与引当金繰入額6百万円、役員退職慰労引当金繰入額26百万円を含めております。
5. 個人別の報酬額については取締役会決議に基づき全体の業務、業績を俯瞰的に把握できる代表取締役社長 頃安雅樹がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。

(5) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については取締役会にて決定しており、その内容は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬より構成し、監督機能を担う取締役（監査等委員）については、その職務に鑑み、基本報酬を支払うこととしております。

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき全体の業務、業績を俯瞰的に把握できる代表取締役社長 頃安雅樹がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）中木照雄氏は、当社子会社である株式会社R O S E C Cの監査役であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役 (監査等委員) 中 木 照 雄	当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会20回のすべてに出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、財務及び会計の観点を中心に適宜発言をおこなっております。
取 締 役 (監査等委員) 菅 原 正 雄	当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会20回のすべてに出席いたしました。会社経営者としてホテル業に従事した経験と幅広い見識に基づき、労務管理・人材育成等の観点を中心に適宜発言をおこなっております。

③ 社外役員が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額 1.8百万円

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 (注) 1	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(令和6年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,660,335	流 動 負 債	4,443,696
現 金 及 び 預 金	1,475,557	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	694,722
受 取 手 形	311,338	電 子 記 録 債 務	983,230
売 掛 金	1,140,490	契 約 負 債	116,768
契 約 資 産	958	短 期 借 入 金	1,900,000
電 子 記 録 債 権	1,153,986	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	258,938
商 品 及 び 製 品	887,935	リ ー ス 債 務	12,414
仕 掛 品	158,350	未 払 金	159,442
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	327,457	未 払 法 人 税 等	15,136
未 収 入 金	175,521	未 払 消 費 税 等	60,335
そ の 他	29,328	賞 与 引 当 金	152,771
貸 倒 引 当 金	△ 591	役 員 賞 与 引 当 金	6,500
固 定 資 産	4,464,053	製 品 保 証 引 当 金	12,218
有 形 固 定 資 産	3,697,898	そ の 他	71,217
建 物 及 び 構 築 物	2,068,381	固 定 負 債	2,747,351
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	143,483	長 期 借 入 金	1,951,669
土 地	1,413,808	リ ー ス 債 務	13,487
リ ー ス 資 産	36,921	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	300,000
建 設 仮 勘 定	24,667	退 職 給 付 に 係 る 負 債	462,770
そ の 他	10,637	そ の 他	19,424
無 形 固 定 資 産	57,935	負 債 合 計	7,191,048
ソ フ ト ウ エ ア	55,183	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	988	株 主 資 本	2,952,232
そ の 他	1,763	資 本 金	631,112
投 資 そ の 他 の 資 産	708,218	資 本 剰 余 金	481,062
投 資 有 価 証 券	76,472	利 益 剰 余 金	1,840,105
退 職 給 付 に 係 る 資 産	135,281	自 己 株 式	△ 49
保 険 積 立 金	221,153	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△ 18,892
繰 延 税 金 資 産	161,013	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	17,894
そ の 他	114,297	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 36,787
資 産 合 計	10,124,388	純 資 産 合 計	2,933,339
		負 債 純 資 産 合 計	10,124,388

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(令和5年10月1日から)
(令和6年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,781,915
売上原価		6,853,657
売上総利益		2,928,258
販売費及び一般管理費		2,813,009
営業利益		115,249
営業外収益		
受取利息	1,223	
受取配当金	393	
受取保険金	2,709	
補助金収入	24,678	
スクラップ売却益	5,486	
その他	6,520	41,013
営業外費用		
支払利息	27,836	
支払手数料	6,394	
為替差損	7,743	
その他	2,236	44,211
経常利益		112,050
特別利益		
受取保険金	37,847	37,847
特別損失		
災害による損失	22,228	
固定資産除却損	3,219	
棚卸資産廃棄損	7,085	32,532
税金等調整前当期純利益		117,364
法人税、住民税及び事業税	44,060	
法人税等調整額	△ 2,969	41,090
当期純利益		76,273
親会社株主に帰属する当期純利益		76,273

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(令和6年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,902,879	流 動 負 債	4,062,182
現 金 及 び 預 金	1,029,900	支 払 手 形	182,911
受 取 手 形	306,482	電 子 記 録 債 務	921,510
売 掛 金	1,054,787	買 掛 金	442,466
契 約 資 産	958	短 期 借 入 金	1,800,000
電 子 記 録 債 権	1,091,800	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	258,938
商 品 及 び 製 品	836,171	リ ー ス 債 務	12,414
仕 掛 品	150,230	未 払 金	154,970
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	327,457	未 払 費 用	39,593
前 渡 金	248	未 払 法 人 税 等	6,373
前 払 費 用	24,398	未 払 消 費 税 等	57,976
そ の 他	80,893	契 約 負 債	9,001
貸 倒 引 当 金	△ 451	預 り 金	29,079
固 定 資 産	4,887,819	賞 与 引 当 金	140,000
有 形 固 定 資 産	3,673,024	役 員 賞 与 引 当 金	6,500
建 物	1,712,954	そ の 他	445
構 築 物	355,426	固 定 負 債	2,697,804
機 械 及 び 装 置	143,277	長 期 借 入 金	1,951,669
工 具 、 器 具 及 び 備 品	10,637	リ ー ス 債 務	13,487
土 地	1,413,808	退 職 給 付 引 当 金	432,610
リ ー ス 資 産	36,921	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	300,000
無 形 固 定 資 産	57,935	そ の 他	37
ソ フ ト ウ エ ア	55,183	負 債 合 計	6,759,986
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	988	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	749	株 主 資 本	3,030,222
そ の 他	1,014	資 本 金	631,112
投 資 そ の 他 の 資 産	1,156,858	資 本 剰 余 金	481,062
投 資 有 価 証 券	3,151	資 本 準 備 金	481,062
関 係 会 社 株 式	618,168	利 益 剰 余 金	1,918,095
長 期 前 払 費 用	12,705	利 益 準 備 金	77,687
前 払 年 金 費 用	183,546	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,840,408
繰 延 税 金 資 産	142,705	別 途 積 立 金	190,000
そ の 他	196,582	繰 越 利 益 剰 余 金	1,650,408
資 産 合 計	9,790,699	自 己 株 式	△ 49
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	491
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	491
		純 資 産 合 計	3,030,713
		負 債 純 資 産 合 計	9,790,699

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和5年10月1日から)
(令和6年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,118,475
売 上 原 価		6,327,429
売 上 総 利 益		2,791,045
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,703,646
営 業 利 益		87,399
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,222	
受 取 配 当 金	242	
受 取 保 険 金	2,709	
補 助 金 収 入	24,678	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	5,486	
そ の 他	6,474	40,813
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27,262	
支 払 手 数 料	6,394	
為 替 差 損	9,092	
そ の 他	2,236	44,986
経 常 利 益		83,227
特 別 利 益		
特 受 取 保 険 金	37,847	37,847
特 別 損 失		
災 害 に よ る 損 失	22,228	
固 定 資 産 除 却 損	3,219	
棚 卸 資 産 廃 棄 損	7,085	32,532
税 引 前 当 期 純 利 益		88,541
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	31,653	
法 人 税 等 調 整 額	9,193	40,846
当 期 純 利 益		47,694

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年11月14日

K L A S S 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神 戸 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 高 崎 充 弘

公認会計士 奥 野 孝 富

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、KLASS株式会社の令和5年10月1日から令和6年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、KLASS株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年11月14日

K L A S S 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神 戸 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 高 崎 充 弘

公認会計士 奥 野 孝 富

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、KLASS株式会社の令和5年10月1日から令和6年9月30日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている当該会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制並びにコーポレートガバナンス・コードの原則について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画に従い、取締役会その他重要な会議に出席するとともに内部監査室と連携のうえ、内部監査への立会い等により、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社の取締役及び監査役と意思疎通並びに情報の交換を図り、子会社の業務の適正を確保するための体制の運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正におこなわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任監査法人トーマツと協議をおこなうとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 業務の適正を確保するための体制に関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該業務の適正を確保するための体制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象
特に記載すべき重要な後発事象はありません。

令和6年11月14日

KLASS株式会社 監査等委員会
監査等委員 中 木 照 雄 ⑩
常勤監査等委員 前 川 幹 人 ⑩
監査等委員 菅 原 正 雄 ⑩

(注) 監査等委員中木照雄及び菅原正雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して配当をおこなうことを基本としております。この方針に基づき、第76期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は53,909,230円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
令和6年12月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討をおこないました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、すべての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	頃 安 雅 樹 (昭和31年5月15日生)	昭和55年4月 科学技術庁（現文部科学省）入庁 昭和62年12月 同庁科学技術政策局政策課課長補佐 昭和63年11月 当社入社 昭和63年12月 当社常務取締役 平成3年10月 当社専務取締役 平成3年12月 当社代表取締役専務 平成11年10月 当社代表取締役社長（現任） 平成17年3月 株式会社ベルパーク社外取締役	272,200株
2	前 川 良 一 (昭和34年1月26日生)	昭和56年4月 財団法人関西情報センター（現一般財団法人関西情報センター）入所 平成元年6月 当社入社 平成8年10月 当社総務部長 平成11年12月 当社取締役コンピュータ事業部長 平成19年10月 当社取締役営業副本部長 平成22年10月 当社取締役コンシューマ事業部長兼ソーラー発電システム事業部長 平成29年10月 当社取締役コンシューマ本部長 令和元年10月 当社取締役コンシューマ事業部長 令和2年12月 当社常務取締役コンシューマ事業部長兼量産事業部管掌 令和6年10月 当社常務取締役コンシューマ事業部長兼ソリューション&ネットワーク事業部長兼量産事業部管掌（現任）（注）4	11,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	曾 谷 雅 俊 (昭和32年3月23日生)	昭和55年4月 株式会社兵庫相互銀行（現株式会社み なと銀行）入行 平成11年4月 当社入社 平成11年4月 当社総務部長 平成12年10月 当社総務部長兼社長室長 平成18年10月 当社管理本部長兼社長室長 平成18年12月 当社取締役管理本部長兼社長室長 令和2年12月 当社常務取締役管理本部長兼社長室長 （現任）	11,500株
4	矢 野 太 (昭和34年7月22日生)	昭和58年4月 川鉄鉄構工業株式会社（現 J F E プラ ントエンジ株式会社）入社 平成2年8月 当社入社 平成23年9月 当社研究開発本部長代行兼開発2部部 長 平成26年10月 当社研究開発本部長 平成29年10月 当社研究開発本部長兼インダストリー 本部産業機器事業部長 令和元年10月 当社執行役員産業機器事業部長兼研究 開発本部長 令和元年12月 当社取締役産業機器事業部長兼研究開 発本部長（現任） 令和2年10月 株式会社 R O S E C C 取締役（現任）	4,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	佐 用 善 彦 (昭和38年7月17日生)	昭和61年3月 当社入社 平成14年10月 当社インテリア事業部大阪営業所長 平成25年10月 当社プロフェッショナル事業部門特販部長 令和元年10月 当社執行役員インテリア事業部新規ルート開拓担当部長 令和2年10月 当社執行役員インテリア事業部開拓担当部長 令和2年12月 当社取締役インテリア事業部長 令和5年10月 当社取締役インテリア事業部長兼営業管理本部長（現任）	14,300株
6	頃 安 憲 司 (昭和63年10月14日生)	平成27年4月 当社入社 令和元年10月 当社執行役員総合企画室長兼総務部採用・I R担当 令和2年12月 当社取締役総合企画室長兼総務部人事・I R担当 令和4年10月 当社取締役総合企画室長兼人事部長兼総務部I R担当 令和5年10月 当社取締役総合企画室長兼人事部担当兼総務部I R担当（現任）	1,403,000株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 各取締役候補者の選任理由

(1)頃安雅樹氏は、平成11年10月から当社の代表取締役社長を務め、経営者として経営全般に対する豊富な知識と経験を有しており、持てるリーダーシップを十分に発揮しつつ当社のJASDAQ（現スタンダード市場）上場を実現し、更なる発展に向けて取り組んでおりますので、取締役として適任と判断し、取締役候補者いたしました。

(2)前川良一氏は、常務取締役としてコンシューマ事業部の施策推進に際し、緻密なプレゼン能力により、新規開拓を推進し、同事業部の可能性を広げるとともに、社内重要プロジェクトも鋭意主宰するほか、畳事業部の管掌役員として事業推進に携わっておりますので、取締役として適任と判断し、取締役候補者いたしました。

- (3)曾谷雅俊氏は、常務取締役管理本部長兼社長室長として、関連業務に関する十分な経験と強い遂行意欲をもって、社長を十二分に補佐しつつ、上場プロジェクトリーダーとして、当社のJASDAQ（現スタンダード市場）上場に大きく貢献するとともに、上場後の各種対応も精力的におこなっておりますので、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。
- (4)矢野太氏は、研究開発本部一筋に実績を重ね、研究開発本部長として、多彩な製品の開発に携わるとともに産業機器事業部門で各種の引き合い対応に実績を上げており、さらに子会社の株式会社ROSECCの取締役も兼任するなど、その実績と、持ち前の技術力・提案力、並びに冷静沈着な判断力は、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。
- (5)佐用善彦氏は、営業一筋で営業所長まで務め上げた経験を活かし、当社製品の新規販路開拓の責任者として実績を上げました。その実績と、持ち前の分析力・提案力と柔軟な問題解決力、並びに経験に裏付けられた巧みな話術は、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。
- (6)頃安憲司氏は、コーポレートサイトの改訂、ブランドガイド（会社案内）の制作、さらに社名変更 に際しては、社員参加型のCIプロジェクトのリーダーとして理念体系の再構築、新社名の制定等に尽力しました。現在、総合企画室長として中期的な観点からの新事業・新制度等の提案・検討、人事部担当役員として人事制度改革等を推進しております。その企画力・提案力、並びにリーダーシップは、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。
3. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、本招集ご通知19頁に記載のとおりです。各取締役候補者の再任が承認された場合、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で更新を予定しております。
4. ネットワーク関連事業を総合的に推進するために、令和6年10月1日にソリューション&ネットワーク事業部を発足させました。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
お 太 田 階 子 (昭和34年7月18日生)	昭和57年4月 三菱電機株式会社入社 昭和60年5月 ハイデンハイン・ジャパン株式会社 (現ハイデンハイン株式会社) 入社 平成元年4月 株式会社ピーアンドエフ入社 平成22年3月 同社代表取締役社長 令和6年8月 同社シニアアドバイザー (現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 太田階子氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である取締役候補者の選任理由
太田階子氏は、ドイツ企業の日本法人の立ち上げから関わり代表取締役まで務め上げた豊富な経験に基づいて、国際性・多様性に富んだ適切な提言をいただくことを期待して補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。
4. 太田階子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、本招集ご通知19頁に記載のとおりです。太田階子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。

以上

ご参考：役員の多様性マトリックス

第2号議案が承認された場合の取締役会・監査等委員会の構成及び各役員に対して特に経験・専門性を活かすことを期待する分野は下記のとおりです。

氏名	現在の地位 担当	企業経営・ 経営企画	財務・会計	業界の知見	マーケティング・ 事業戦略	開発・ 技術・生産	DX・IT	人事・ コアライズ	国際性・ 多様性	SDGs・ ESG・ リスク マネジメント	独立・社外 取締役
頃安雅樹	代表取締役社長	●		●	●				●	●	
前川良一	常務取締役 コンシューマ事業 部長兼ソリューション &ネットワーク事業 部長兼置事業部管掌	●		●	●		●		○	●	
曾谷雅俊	常務取締役 管理本部長兼 社長室長	●	●				●	●		●	
矢野 太	取締役 産業機器事業部長 兼 研究開発本部長				○	●	●			●	
佐用善彦	取締役 インテリア事業 部長兼 営業管理本部長			●	●				○	●	
頃安憲司	取締役 総合企画室長兼 人事部担当兼 総務部IR担当	●		○	●		●	●	○	●	
中木照雄	取締役 監査等委員	●	●	●					●	●	●
前川幹人	取締役 監査等委員・ 常勤							●		●	
菅原正雄	取締役 監査等委員	●		●				●		●	●

(注) 1. ●は強み、○は特に期待を表しております。

2. 上記一覧表は、必ずしも各役員の有するすべての経験・専門性を表すものではありません。

3. 各取締役がそれぞれの必要に応じ自主的に参加する講習会・交流会等の費用は当社が負担することになっております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場： 兵庫県たつの市神岡町東薺崎463
 当社 神岡工場 大会議室



- ・ J R 姫新線 「本竜野駅」より 無料送迎バス約10分
- * 当日は本竜野駅西口ロータリー発9：40の無料送迎バスを運行いたします。
- ・ 山陽自動車道 「龍野IC」より 車で約10分
- ・ 太子竜野バイパス 「福田ランプ」より 車で約15分
- * 株主総会会場には無料駐車場がございます。